

入札公告の一部訂正について

令和8年5月22日付けで公告した「8年度根釧西部署【御卒別地区その5】保全整備（保育間伐）第6号」について、下記のとおり入札公告の一部を訂正いたします。

令和8年5月28日

分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長 藤本 達之

記

○入札公告

- ・ 1 競争に付する事項（3）事業内容の訂正

【訂正箇所】

- ・ 素材生産及び検知の数量

【誤】 素材生産 7,100 m³
検知 7,100 m³

【正】 素材生産 7,200 m³
検知 7,200 m³

誤

入札公告(素材生産事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の事業である。

本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

令和8年5月22日

分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長 藤本 達之

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用できる案件である。

- (1) 事業名 8年度根釧西部署【御卒別地区その5】保全整備（保育間伐）第6号
- (2) 事業場所 根釧西部森林管理署 4466 林班り小班ほか
- (3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

保育間伐（活用型）180.98ha

素材生産 7,100 m³

検知 7,100 m³

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき、Aに格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、B若しくはCに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者であること。
- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないととも、構成員の全てが全省庁統一資格を有する者であること。また、共同事業体のランクは代表者となる構成員のランクによることから、当該代表者のランクが当該入札の参加資格として示されたランクと合致すること。なお、上記(2)の認定については、当該代表者がBに格付けされている者であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている場合には適用される。
- (4) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加を希望する地域において、北海道を選択している者であること。



入札公告(素材生産事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の事業である。

本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

令和8年5月22日

分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長 藤本 達之

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用できる案件である。

- (1) 事業名 8年度根釧西部署【御卒別地区その5】保全整備（保育間伐）第6号
- (2) 事業場所 根釧西部森林管理署 4466林班り小班ほか
- (3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

保育間伐（活用型）180.98ha

素材生産 7,200 m³

検知 7,200 m³

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき、Aに格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、B若しくはCに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者であること。
- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないととも、構成員の全てが全省庁統一資格を有する者であること。また、共同事業体のランクは代表者となる構成員のランクによることから、当該代表者のランクが当該入札の参加資格として示されたランクと合致すること。なお、上記(2)の認定については、当該代表者がBに格付けされている者であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている場合には適用される。
- (4) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加を希望する地域において、北海道を選択している者であること。